

富山県イノシシ管理計画（第4期）の概要

1 計画策定の目的

被害防除、生息環境管理、個体数管理を積極的に実施し、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図り、イノシシによる農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指す。さらに、豚熱の感染拡大防止を図るため、イノシシの捕獲強化や経口ワクチンの散布などの対策を行う。

2 鳥獣の種類 イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 計画の区域 富山県全域

5 現状

- 令和4年度に実施したイノシシの個体数推定（階層ベイズ法）の結果、令和3年度末時点では、10,081頭（中央値、90%信頼区間 5,981頭～18,412頭）が生息しているものとみられている。
- 令和元年7月に県内で野生イノシシの豚熱感染が初めて確認され、その後感染確認区域が拡大しており、令和5年3月末時点で87頭の陽性個体を確認している。
- イノシシの捕獲数は、令和元年度に最も多い8,172頭となった。令和2年度の捕獲数は、豚熱の影響や捕獲圧の強化もあり大幅に減少したが、以降は再び増加傾向となっている。
- イノシシによる農作物被害額は、令和元年度は過去最多となる8,330万円となった。以降は4,000万円程度に減少しているものの、イノシシが県内全体の野生鳥獣の被害額の約7割を占めている。

6 「富山県イノシシ管理計画（第3期）」の評価と改善

- 捕獲数については、令和元年度に最も多い8,172頭が捕獲されたが、令和2年度以降から大幅に減少し、年間の捕獲目標数（9,000頭前後）には達しなかった。これは豚熱の影響などにより個体数が減少し、捕獲効率が低下したことが一因として考えられるが、個体数が減少した今のタイミングで可能な限り最大の捕獲圧をかけていく必要がある。
- 農作物被害については、被害額が減少傾向であるものの、依然としてイノシシが野生鳥獣の中で最も大きな被害額となっている。引き続き、被害防除や生息環境管理の取組みを推進するとともに、担い手の高齢化が進むなかでも継続的に取組みができるよう、作業の省力化に向けたICT等の新技術の活用を併せて推進していく必要がある。

7 管理の目標

豚熱の感染拡大防止と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指すため、豚熱の感染拡大防止に有効な個体数と農作物被害の発生が小さかった時期の個体数を考慮し、令和10年度末の推定個体数を平成18年度当時の水準以下（2,600頭程度）に抑える。

8 目標を達成するための施策

(1) 被害防除

- ・地域ぐるみでの侵入防止柵の設置、適切な維持管理活動の普及を推進する。
- ・県、市町村、関係団体等と地域住民の連携により、イノシシ対策の普及啓発を進める。
- ・地域リーダーの育成や、体制が整うよう必要な情報提供等の支援を行う。
- ・電気柵の見回りや下草刈りの省力化につながる新技術の導入による効果等を検証するとともに、研修会等を通じて普及を進める。

(2) 生息環境管理

- ・農耕地や集落周辺で不要木の伐採や藪の刈り払いなどを実施し、緩衝帯の整備を目指す。
- ・里山林の整備により、野生生物との棲み分けを図る。

(3) 個体数管理

令和10年度末の個体数を2,600頭程度に抑えるため、自然増加率等を考慮し、毎年度、7,500頭以上の捕獲を進める。

①狩猟による捕獲

狩猟期間を、引き続き11月1日～3月31日に延長する。

11月1日～14日 2週間延長 (わな猟に限定)	11月15日～2月15日 通常の狩猟期間	2月15日～3月31日 6週間延長 (銃猟・わな猟)
--------------------------------	-------------------------	----------------------------------

②市町村等による捕獲

- ・被害地域での農業従事者などの狩猟免許の取得を推進する。
- ・わなと侵入防止柵の設置と一体となった捕獲を推進する。

③指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

- ・「富山県捕獲専門チーム」による捕獲を推進する。
- ・捕獲効率の高いわなや新技術の導入、チーム員を対象とした研修などを実施する。

④ICTを活用した捕獲技術の検証、利用の拡大

- ・クラウドシステムによる捕獲従事者間の情報共有、スマートフォンによるわなの遠隔操作など、効率的な捕獲を実施するための技術の検証、利用の拡大を図る。

(4) 豚熱の感染拡大防止対策

- ・イノシシの捕獲強化による生息密度の低下を図る。
- ・経口ワクチン散布による抗体保有率の増加を図る。

(5) その他の施策

- ・イノシシの捕獲個体をジビエ料理等、地域振興施策として有効活用を図る。
- ・自然博物館センター（愛称 ねいの里）でイノシシの生態や農林業被害の現状及び被害防除の方法を紹介するなどして、次世代を担う青少年などへの普及啓発、人材育成に取り組む。

9 その他管理のために必要な事項

- ・各施策を総合的に実行するため、県、市町村、関係団体、農業従事者、地域住民などがそれぞれの役割のもと連携して取り組む。
- ・県は市町村及び関係団体と連携して各種モニタリング調査を行い、個体数を推定するなど、結果を検証して計画に反映させる。